

県民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症については、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に昨日（4月7日）発令されたところであり、5月6日までの1ヶ月間の実施期間中、人と人との接触機会を最低7割、極力8割程度、削減することが求められています。

県内においても、4月8日正午までに計14名の感染者が発生しております。県民の皆様には、ご自身やご家族、大切な人の命と健康を守るためにも、特に次の点についてご協力をいただきますよう、改めてお願い致します。

- ① 緊急事態宣言が出され、地域内のみならず、地域外への外出も自粛するよう政府から要請されている7都府県との往来については、生活や社会の機能維持を図る上で緊要度の高いものを除き、厳に自粛いただくようお願いいたします。なお、真にやむを得ず、この7都府県から県内に帰省・転居される方については、帰省・転居後2週間は不要不急の外出を自粛し、体温を毎日計っていただきますようお願いいたします。
- ② 緊急事態宣言が出されている7都府県以外において、相当数の感染者が出ている地域との不要不急の往来についても自粛いただくようお願いいたします。また、県内における外出についても、できるだけ必要最小限に留めるなど十分注意いただきますようお願いいたします。

なお、外出する場合には、マスクの着用や手洗い・咳エチケットの励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動をお願いいたします。

特に、

- ・ 人混みや近距離での会話
- ・ 多数の者が集まり室内において大声を出すことや歌うこと

- ・ 室内における呼気が激しくなるような運動
 - ・ 夜間から早朝にかけて営業している、カラオケ・ライブハウスや、バー・ナイトクラブなどの接客を伴う飲食店業への出入り
 - ・ 家族以外の多人数での会食
 - ・ 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加
- については控えていただくようお願いいたします。

③ 各企業等におかれては、テレワークを活用した在宅勤務や時差出勤、自転車通勤の積極的な活用や、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状がみられる社員等への出勤免除、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用などについて、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

④ 発熱や風邪の症状等がみられる場合には、直ちに外出・出勤は控え、速やかに、最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談いただきますようお願いいたします。

⑤ 県においては、引き続き、感染症の拡大防止に向け、国や市町村と連携して、医療提供体制やPCR検査などの体制の確保、緊急経済対策への対応に万全を期するとともに、必要な情報をできる限り迅速に提供してまいります。

県民の皆様におかれては、出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨とした冷静な対応をお願いいたします。

また、患者・感染者や対策に携わった医療従事者の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援いただくようお願いいたします。

県民の皆様方には、ご不便をおかけしますが、ご自身への感染を回避するとともに、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動に最大限努めてください。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けて、ご理解ご協力をよろしく申し上げます。